

番 号	18請願第 6 号 （即 決）
受理年月日	平成18年12月 5 日
件 名	障がい者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求めることについて
提 出 者	三鷹社会保障推進協議会 会長 三瓶 和義
紹 介 議 員	高谷真一朗、森 徹、斎藤 隆
要 旨	
〔請願趣旨〕 障害者自立支援法に基づく、福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」制度が2006年4月1日より実施されました。この制度の導入に当たっては、原則1割負担としつつも、大幅な負担増にならないよう所得に応じた利用料の月額上限措置が講じられ、また、住民税非課税世帯に対しては、利用するサービスによって個別減税・社会福祉法人減免が実施され、さらに負担を軽減する措置が講じられております。 しかし、障がい者・家族が将来のために、少ない収入を切り詰めた預貯金があることなどで、軽減措置の対象から除外されるなどの問題が残されています。たとえ軽減の対象になっても、従来以上の負担増になり、しかも、障がいの重い人ほどサービス利用を必要とすることから負担が重くなり、このことがわずかな年金での生活を圧迫し、結果的にサービス利用を断念するといった、あってはならない問題が全国各地で生まれています。 また、施設利用者に対しては「定率（応益）負担」以外に、食費等が全額自己負担となり、「補足給付」などの措置があっても負担の不安は解消されず、退所を余儀なくされる問題も生まれています。こうしたことで「地域移行」されることは大きな問題と言わなければなりません。 私たちは「定率（応益）負担」が社会福祉の理念を根底から否定するものであることを繰り返し訴えてきました。なぜ、障がい者のサービス利用が「益」なのか。納得できる説明もありません。私たちは、制度の基本的問題である、この負担制度の抜本的な改善を要望し、以下の事項を早急に具体化されるようお願いいたします。	

〔請願項目〕

国に対し以下の「意見書」を提出してください。

- 1 福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」はやめること。
- 2 とりわけ、住民税非課税世帯からの利用料徴収は早急にやめること。
- 3 施設利用者に対する食費・医療費・光熱水費・個室利用料の全額自己負担はやめること。

以上